

吹田市学事・援助金システム標準化対応（再構築・運用保守）業務プロポーザル選定委員会
議事要旨

第2回 吹田市学事・援助金システム標準化対応（再構築・運用保守）業務プロポーザル選定委員会					
開催期間	令和8年8月24日（月） 9時40分～11時25分				
開催方法	対面会議方式				
案件	1. 第2回選定委員会の流れについて 2. 提案事業者プレゼンテーション・質疑応答について 3. 審査採点及び提案事業者の判定について				
出席者	【委員】 学校教育部 次長（委員長） 学校教育部 学務課長（副委員長） 行政経営部 デジタル政策室主幹 市民部 市民室主幹 児童部 子育て給付課課長代理 【事務局】 学校教育部学務課				
議題 案件1. 第2回選定委員会の流れについて 事務局より第2回選定委員会の流れを説明した。 案件2. 提案事業者プレゼンテーション・質疑応答について 事務局よりプレゼンテーション審査及び質疑応答の時間配分について説明後、提案者であるA社のプレゼンテーションを実施した。プレゼンテーション後は提案内容に基づき、質疑応答を行った。 <提案者より提案書の訂正> 提案書P5「1.調達案件の概要 スケジュール概要」について、本番稼働が令和8年4月とあるが、正しくは令和10年4月である。 <質疑応答事項> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員からの質問</th><th>事業者の回答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「様式12_連携要件対応可否回答表」において、No.5の連携（個人住民税システムから特別支援教育就学奨励費システムに対する個人住民税扶養情報の連携）が「×」となっている一方で、「様式9-3_機能要件対応可否回答表（特別支援システム）」の</td><td>就学援助システムでは、標準仕様書の連携要件として個人住民税扶養者情報の連携が必須機能であるため、実装は完了している。一方、特別支援教育就学奨励費システムでは現時点で弊社パッケージシステムにて未実装であるため、現状の回答は「×」と回答した。</td></tr> </tbody> </table>		委員からの質問	事業者の回答	「様式12_連携要件対応可否回答表」において、No.5の連携（個人住民税システムから特別支援教育就学奨励費システムに対する個人住民税扶養情報の連携）が「×」となっている一方で、「様式9-3_機能要件対応可否回答表（特別支援システム）」の	就学援助システムでは、標準仕様書の連携要件として個人住民税扶養者情報の連携が必須機能であるため、実装は完了している。一方、特別支援教育就学奨励費システムでは現時点で弊社パッケージシステムにて未実装であるため、現状の回答は「×」と回答した。
委員からの質問	事業者の回答				
「様式12_連携要件対応可否回答表」において、No.5の連携（個人住民税システムから特別支援教育就学奨励費システムに対する個人住民税扶養情報の連携）が「×」となっている一方で、「様式9-3_機能要件対応可否回答表（特別支援システム）」の	就学援助システムでは、標準仕様書の連携要件として個人住民税扶養者情報の連携が必須機能であるため、実装は完了している。一方、特別支援教育就学奨励費システムでは現時点で弊社パッケージシステムにて未実装であるため、現状の回答は「×」と回答した。				

No.16 では同様の機能について「○」かつ機能強化の対応見込とされている。当該連携は、今後の対応見込があるという理解でよい。	就学援助システムで実装している機能と同様の内容で特別支援教育就学奨励費システムにも、個人住民税扶養情報の連携は十分に可能な見込みであるため、契約後の要件定義工程にて、貴市と協議のうえ、対応する見込みであるという回答に訂正する。
提案書 P24「10.その他」において、バージョンアップに関する有償対応範囲として、国の補助金等が交付される場合及び本市独自対応の場合が示されている。一方、その後に記載のある「使用していない機能の開放」や「連携版数・ID の変更及び追加」は、そのいずれにも明確には該当しないように見受けられる。有償対応となるケースを、もう少し具体的に伺いたい。	使用していない機能を新たに開放する場合、弊社作業員によるテストや仕様書の作成等が発生する場合は、有償対応となる。一方で、税法改正に伴う個人住民税システム側の連携版数を 4.0 版から 9.0 版へ引き上げた事例では、テストは発生したものの、軽微な内容であったため、保守の範囲内で対応した。弊社としては、提案書で示したケースにて直ちに有償とするのではなく、作業量、テスト範囲、成果物追加の有無を確認した上で有償・無償の整理を行う考えである。
提案書 P17「移行要件」において、データ移行リハーサルを「1 日×3 回」としているが、それぞれの実施範囲、実施内容及び本市に依頼する事項を伺いたい。	リハーサルは日を空けて 3 回実施する想定である。1 回目は、データ移行の整合性確認及び不備確認を目的とした単体テストとして実施する。2 回目は、本番想定の手順の確立、移行時間の計測を目的としたもの。3 回目は、本番移行と同様の手順で実施し、移行件数、差異件数等を報告書で提示する。本番移行の際には、3 回目のリハーサルと同様の手順に沿って、対応や結果報告書を提出する想定である。
上記の移行リハーサルに関連して、提案書の全体スケジュール項番 59 の期間（約 2 週間程度の期間）、この期間内で移行リハーサルを実施するという認識でよい。	お見込みの通りである。弊社の過去の導入実績を踏まえて設定している。
提案書 P8「システム要件」において、標準仕様への適用状況が学齢簿は第 3.0 版、就学援助は第 3.1 版とされている。一方で、文部科学省の省令・告示により、本市においては令和 10 年 4 月までに、学齢簿第 4.0 版、就学援助第 4.1 版の適用が必要	お見込みの通りである。標準仕様書の改版状況に合わせてパッケージシステムの改版対応を進めており、学齢簿第 4.0 版、就学援助第 4.1 版の適用は今年度中とすることを見込んでいます。貴市の稼働時点までに必要な版数への対応も完了する。

である認識である。「利用料内で提供する年 1 回のメジャーバージョンアップ」により、本構築範囲内で当該版数に対応するという理解でよい。	
「様式 3_業務従事者調書」では品質管理担当者の記載が見当たらない。本プロジェクトでは、提案書 P22「実施体制」に記載のある SQA 推進室が、プロジェクトメンバーとは独立した部門として品質管理を担うという理解でよい。	ご認識のとおりである。プロジェクトメンバーとは独立した第三者的な立場の SQA 推進室が定期的にレビューを実施し、客観的に品質判定を行う体制としている。
提案書 P23「プロジェクト管理方法」にあるコミュニケーションツールについて、本市指定のコミュニケーションツールを用いることは可能か。	可能である。特定のツールによらず、貴市の指定に合わせて柔軟に運用する。
提案書の全体スケジュールにおいて、本稼働に向けた重要工程である運用テストが令和 9 年度 12 月から 2 月に設定されており、本市の繁忙期と重複している。十分な運用テストを実施できない場合、本稼働リスクとなることが懸念されるが、どのように職員負担を軽減する想定か。	要件確認で確認した設定値を反映したデモ環境を令和 9 年 5 月頃を目安に用意し、貴市での操作確認を実施いただくことで、早期での操作習熟を図る想定である。デモ環境にて基本的な操作方法や業務の流れを確認いただくことにより、運用テスト時には、移行結果報告書を基にした件数差異や異常検知データ等の確認のみを行っていただくなど、確認観点を絞った形で貴市に確認いただくことで負担軽減が可能と考える。
デモ環境では、実データをもとに環境を構築する想定か。	デモ環境ではガバメントクラウド以外の環境で構築し、テストデータはダミーデータとする想定である。本番データを用いた確認は、既存事業者からのデータ提供時期によるが、実際のガバメントクラウド上の環境にて、令和 9 年 8 月頃から開始する想定である。過去事例で、3 月稼働の自治体において、8 月までに操作研修を完了した実績があり、貴市においても同様のスケジュール感での対応が可能と見込んでいる。

提案書の全体スケジュールにおけるデータ移行工程は、既存事業者との連携が必要であるため、スケジュール上の制約又は変更の可能性があると考えるが、柔軟に対応可能か。	可能である。提案時点では、円滑に進行した場合を前提にマイルストーンを設定しているが、既存事業者との調整状況を踏まえて、必要な見直しや調整を行う。
「様式 9-2_機能要件対応可否回答表（就学援助システム）」の機能 ID:0180262 について、対応可否が「×」であるが、「就学奨励システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。」には対応していないか。同様に「給食費管理システムに、就学援助情報を出力する時点で最新の就学援助受給情報を提供する。」にも対応していないのか。	弊社の就学援助システムと就学奨励システムは、同一パッケージシステムであるため、同じデータベースを参照する仕組みとなっている。そのため、システム内部で直接参照可能であり、個別のシステム連携を行う想定がないことから、「×」回答した。 給食費管理システムについては、就学援助システムのデータ出力が可能である。その他、「学齢簿管理システムに、審査情報を提供する。」についても、同一パッケージシステム内で直接参照する仕組みとなっている。したがって、実態と回答に差があるが、連携不可のため「×」という趣旨の回答ではなく、同一パッケージシステムの仕組みで実現はしているものである。

＜事務局より審査採点の提案＞

事業者選定の審査採点に当たり、質疑応答「様式 12 連携要件対応可否回答表 No.5 の実現可否」について、回答表には「×（対応不可）」と記載しているが、事業者より「代替案で対応可能」との回答を受けたことを踏まえ、「△（代替案で対応可能）」とみなして審査採点を行う旨を提案した結果、委員会での承認を受け、実現可否を「△」にて審査採点を実施した。

案件 3. 審査採点及び提案事業者の判定について

審査採点後、事務局より A 社は「株式会社ワイイーシーソリューションズ」であることを公表した。また、各委員の採点結果を集計し報告した。

続いて、本業務プロポーザル実施要領に基づき、事務局より提案事業者の見積価格を開示し、その価格審査結果を報告した。今回、企画提案者が 1 者であったため、本業務プロポーザル実施要領に定める企画提案者が 1 者であった場合の規定に各委員の採点結果を突合した結果、選定基準を満たすことから、同社を契約候補者に決定した。

以上